

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2015春闘要求書の回答等について
交渉日時 平成27年4月24日(金) 15時00分～17時00分
交渉場所 8階会議室
交渉出席者 当局側 土屋副市長 宇野市長公室長 星川副部長 波戸瀬課長
岡部副課長兼人事研修係長 雲丹亀給与係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計9人

概要	2015春闘要求書に対する回答等を行った
組合の主張	<p>給与制度の総合的見直しは、今年に入って実施に向けて動いた自治体もある一方、全国的にも実施を見送った自治体もある。総合的見直しの内容はとも同意できるものではなく、宇治市は実施するなというのが労働組合の立場である。当局の回答書は慎重な内容に終始している。京都府が今年にどのような勧告を出すのかということもあるが、宇治市としては、どういう立場で総合的見直しを考えているのか。</p> <p>総合的見直しを実施すると、どのようにしても賃金引き下げになる。賃金が下がると退職手当にも、影響がある。総務省が調整額に一定の措置をしているが、既に行っている約400万円の減額と合わせて下がるのみである。総合的見直しについては問題があるということはお互いに確認できたと考えているが、そのような中で、総合的見直しを実施しなければならないとなったときに、宇治市はどのような立場をとるのか。労働組合は実施するなということだが、どうしても導入するなら労働組合の立場も踏まえてどういう解決策を提案するのか。</p> <p>昨年度の時間外勤務は全体では減少したということだが、個別にみると大きく増えているところがある。係平均で年間500時間を超えているのは異常である。宇治市の36協定を踏まえて、年間平均が360時間を超えているところはすぐに何らかの対応を取るべきである。今年一年間どうしていくのか、当初からきちんとした対応が求められるところである。また、育児休業を取得すると、代替の非常勤職員が配置されるとはいえ、どうしても他の職員の時間外勤務となっている実態がある。例えば育児休業を3年間取得するような場合は、代替の正職員を配置するような措置を検討して欲しい。</p> <p>年末年始加給金に関する交渉は拒否しないが、当該職場が理解できるような中身でないと解決は難しい。条例に定めた手当であり、当局は毅然とした態度で臨むべきである。</p>

当局の主張

総合的見直しが慎重に対応すべき課題であるというのは、回答書にもあり
おりである。総合的見直しの内容が宇治市職員にどのように影響するのか、
京都府の勧告も踏まえて十分に検討したい。国が示している総合的見直し
の中身には疑問点もあるが、他団体の動向も無視できない。やはり慎重に扱
うべき課題と考えている。

退職手当減額の際にも多くの意見交換をおこなったところであるが、今回
も状況は似ているように感じている。十分に意識を働かせて検討しなければ
ならないと考えている。

時間外勤務の縮減を図る方向性が見えてこない所属もあるので、
そういうところには人事課が大きくかかわりをもって対応し、また、健康管
理の面からも職員厚生課も積極的にかかわっていききたい。業務の進め方を見
直して、長期的な展望をもって仕事ができるように何らかの対策を考えたい。

年末年始の休日の重みは理解しているところだが、一方でそこに手当を支給
するかどうかということになると厳しい意見もある。平成23年に年末年始
加給金の条例化をおこなったが、その後、近隣市でも廃止をするなど、情勢
はさらに厳しくなっていると考えている。引き続き検討を重ねる中で、合意
に向け職員団体と協議していきたい。